

第 659 回地方財政研究会

支出税としての累進 VAT の再考察

目次

1. はじめに
2. 包括的所得税と支出税の課税ベース
3. 古典的支出税・前納型支出税・累進消費税
4. 累進 VAT
5. 飲食料品の非課税化
6. おわりに

1. はじめに

付加価値税(VAT:Value Added Tax) は逆進的である、とされている。VAT における飲食料品などへの軽減税率適用は、その逆進性への対応の一つである。また、カナダの GST 控除(Goods and Services Tax Credit)のように、VAT 逆進性への対応として、給付付き税額控除(a refundable tax credit)がある。

この報告では、横山(1994)と加藤・横山(1994)を振り返りながら、単に VAT 逆進性への対応ではなく、支出税としての累進 VAT について再考察する。

2. 包括的所得税と支出税の課税ベース

以下では、加藤・横山(1994:238-241)などに基づき、2 期間生きる代表的個人を考える。第 1 期で、 W_1 の労働所得を稼ぎ、 X_1 の遺産を相続したとする。この X_1 は、移転所得になる。そして、自分の消費支出に C_1 、他者への移転支出に G_1 だけ使い、 S_1 の資産(貯蓄)を残す。このとき、第 1 期の収支均衡式は、

$$W_1 + X_1 = C_1 + G_1 + S_1 \quad (1)$$

となる。第 2 期では、 W_2 の労働所得を稼ぎ、他者から X_2 の贈与(移転所得)を得たとする。さらに、第 1 期目の資産価値が上昇し、 ΔS_1 のキャピタル・ゲインがあったとする。第 2 期で自由に使えるのは、これらに第 1 期目の資産の元利合計所得 $(1+r)S_1$ を加えた金額である。ここで、 r は利子率である。そして、消費支出に C_2 、他者への移転支出に G_2 だけ使い、 S_2 の資産を遺産として残す。このとき、第 2 期では、

次の収支均衡式が成り立つ。

$$W_2 + X_2 + \Delta S_1 + (1 + r)S_1 = C_2 + G_2 + S_2 \quad (2)$$

これを变形すると、次式になる。

$$W_2 + (rS_1 + \Delta S_1) + X_2 = C_2 + G_2 + (S_2 - S_1) \quad (3)$$

①包括的所得税

この課税ベースの定義は、消費(移転支出含む) + 純資産増であり、上記の(1)式と(3)式の右辺で示される。しかし、右辺の所得の支出側から包括的所得を捕捉することは難しく、左辺の所得の源泉側から各種の所得を合算することで包括的所得を捕捉する。第2期をみると、労働所得 W_2 、キャピタル・ゲインを含む資産所得($rS_1 + \Delta S_1$)、移転所得 X_2 の合計として、包括的所得が算定される。

②支出税

この課税ベースは、移転支出をどのように扱うかで異なる。移転支出も課税ベースに含める支払能力消費ベースでは、第1期 $= C_1 + G_1$ 、第2期 $= C_2 + G_2$ である。移転支出を課税ベースに含めない生活水準消費ベースでは、第1期 $= C_1$ 、第2期 $= C_2$ である。

3. 古典的支出税・前納型支出税・累進消費税

①古典的支出税

古典的支出税の代表的な主張は Kaldor(1955)で、この課税ベースは、キャッシュ・フローで計算される。資金流入合計額から非消費的な資金流出合計額を差し引くことで、課税ベースが算定される。

いま、資産がすべて登録勘定であるとすれば、課税ベースは次のように算定される。第1期は、 $(W_1 + X_1) - (S_1 + G_1)$ の計算で C_1 の金額を算定する。第2期の課税ベースは、当期の純流入 $[W_2 + (rS_1 + \Delta S_1) + X_2]$ から非消費的流出 $[G_2 + (S_2 - S_1)]$ を控除した額、つまり $[W_2 + (rS_1 + \Delta S_1) + X_2] - [G_2 + (S_2 - S_1)] = C_2$ となる。ここで、 $(S_2 - S_1)$ は自分で使わず遺産として残した純資産増分である。

②前納型支出税

これに対して、Andrew(1974)に代表される前納型支出税の課税ベースは、労働所得であるので、第1期 $= W_1$ 、第2期 $= W_2$ である。

いま、移転所得と移転支出とキャピタル・ゲインが存在せず、 $X_1 = X_2 = 0$ 、 $G_1 = G_2 = 0$ 、 $\Delta S_1 = 0$ を想定して、(1)式と(3)式から S_1 を消去して整理すると、次式を得る。

$$C_1 + [C_2/(1 + r)] = W_1 + [W_2/(1 + r)] \quad (4)$$

(4)式は、生涯消費支出の現在価値と生涯労働所得の現在価値は等しいことを、示している。いま、

税率 t_c の比例消費税 = 支出税が課税されると、 $(1 + t_c)[C_1 + (C_2/(1 + r))] = W_1 + [W_2/(1 + r)]$ の生涯予算均衡式が成立する。ここから、 $[C_1 + (C_2/(1 + r))] = [1/(1 + t_c)][W_1 + (W_2/(1 + r))]$ となる。また、税率 t_w の比例労働所得税が課税されたときの生涯予算均衡式は、 $[C_1 + (C_2/(1 + r))] = (1 - t_w)[W_1 + (W_2/(1 + r))]$ である。そこで、 $t_c = t_w/(1 - t_w)$ の税率調整で、比例支出税と比例労働所得税は同じものになる。

③累進消費税

Flat Tax (Hall and Rabushka 1995[1985])と、Bradford(1986)が“Two-tiered Consumption Tax”とも言っていた X-tax (Bradford 1996, 2004) は、控除方式 (subtraction-method) の VAT を修正し、事業者段階では売上から仕入だけでなく賃金も控除し、付加価値のうち資本・事業部分は事業段階で事業キャッシュ・フローに対して均一税率で課税をし、労働部分は個人段階で労働所得(賃金)課税する。Flat Tax は労働所得にも均一税率(+ゼロ税率帯)であるのに対し、X-tax は労働所得には累進的な複数税率を適用する。Flat Tax/ X-tax は、労働所得部分に累進要素を組み込むことで、累進消費税を構築している。

他方、USA Tax (Unlimited Saving Allowance Tax: 無制限貯蓄控除税)は、1995年4月にアメリカ上院で Nunn/Domenici 議員らにより法案として提出されたもの(Weidenbaum, 1996; Seidman, 1997) で、その基本は家計部門での累進的個人消費税(家計税)と事業部門での控除型付加価値税(事業税)から成る。無制限貯蓄控除をもつ USA 家計税は、古典的支出税を理想として、payroll tax credit(賃金所得に課される社会保障税およびメディケア税のうち被用者負担分に係る税額控除)と earned income tax credit (EITC: 勤労所得税額控除)を持つ点に特色がある。

Grinberg (2006)は、上記の累進消費税についても言及したうえで、控除方式の VAT ではなく税額控除方式の VAT をベースとした累進消費税の優位性を検討している。

4. 累進 VAT

①累進 VAT-1994

控除方式であれ税額控除方式(credit-method)であれ、VAT が逆進的であると言われるのは、低所得者ほど所得に対する税負担割合が重くなる、あるいは高所得者ほど所得に対する税負担割合が軽くなるという意味である。つまり、VAT の課税ベースである消費を C として、VAT の税額を $T(C)$ とすると、 $d[T(C)/Y]/dY < 0$ で表現されるのが、VAT の逆進性の意味である。

しかし、非課税品目や軽減税率のない均一税率 t の純粋 VAT は、税率構造としては比例税である。つまり、 $d[T(C)/C]/dC = 0$ である。

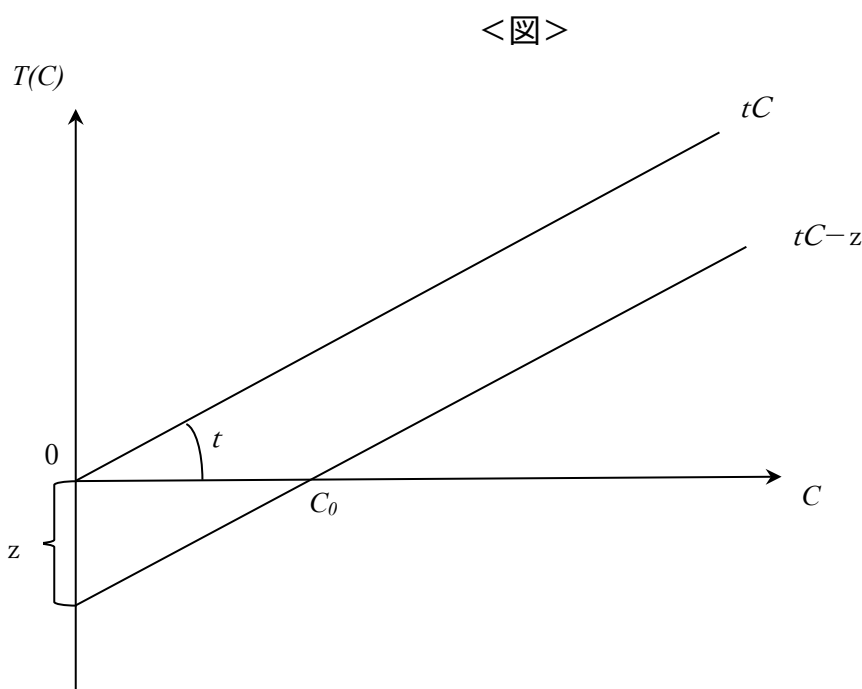
支出税としての累進 VAT とは、 $d[T(C)/C]/dC > 0$ の税率構造をもつものである。他方、累進 VAT あるいは累進消費税という場合には、 $d[T(C)/C]/dC > 0$ ではなく、 $d[T(C)/Y]/dY > 0$ を意味することもある。

横山(1994)、加藤・横山(1994)は、VAT に負の人頭税を併用した累進 VAT を示した。その租税関数は、次式で示される。

$$T(C) = tC - z \quad (5)$$

ここで、 $z =$ 定数である。税率構造でいえば、 $z > 0$ ならば累進、 $z = 0$ ならば比例、 $z < 0$ ならば逆進になる。

つまり、 $z > 0$ ならば、 $d[T(C)/C]/dC > 0$ で、消費(支出)が高くなるほど消費(支出)に対する消費(支出)税額の割合が高くなる、累進消費税=支出税=累進 VAT となる。 $z = 0$ のときには、非課税品目や軽減税率のない均一税率 t の純粋 VAT で、比例消費税である。この純粋 VAT に負の人頭税($-z$, $z > 0$)を併用すると、累進消費税=支出税=累進 VAT となる。縦軸に税額 $T(C)$ 、横軸に消費 C をとった図でみると、純粋 VAT は原点を通る傾き t の直線で表せる。この直線 tC を z だけ下方に平行移動させると、消費支出が高い人ほど高い平均税率が適用される支出税=累進 VAT の租税関数になる。



次に、ケインズ型消費関数 $C = a + b(Y - T)$ を想定して、 $T = T(C)$ が $d[T(C)/Y]/dY > 0$ の意味で累進かどうか検討しておこう。このケインズ型消費関数と租税関数(5)から、次式が得られる。

$$T(C) = [bt/(1 + bt)]Y + (at - z)/(1 + bt) \quad (6)$$

したがって、 $at - z < 0$ つまり $z > at$ ならば $d[T(C)/Y]/dY > 0$ の意味で累進となる。ケインズ型消費関数における a は基礎消費であるので、負の人頭税額 z が、基礎消費 a に純粋 VAT の税率 t を乗じた額 at 以上であれば、(5)式で示される累進 VAT はいかなる意味においても逆進的ではない。

累進 VAT-1994 は、「VAT+負の人頭税(基礎消費額分の VAT 税額の「リファンド」)」となる。

②累進 VAT-2020

Gale(2020)は、VATにUBI(universal basic income: 普遍的ベーシックインカム)を組合せる累進消費税を提案している。この累進 VAT-2020 は、「VAT+UBI(貧困線の2倍×VAT税率の給付)」である。

③累進 VAT-2024

これは、de la Feria and Swistak (2024) が示したもので、「VAT+低所得層へのデジタル技術によるリアルタイム購入時の VAT 相当額還付」である。デジタル技術とは、リアルタイム電子インボイス/取引報告システム+本人認証(納税者番号・ID・生体認証等)+即時送金手段(銀行口座、モバイルマネー、デジタル財布)の結合を指す。この主眼は、VATの逆進性を除去しつつ、低所得層がもつキャッシュ・フロー上の問題やスティグマ上の問題を減らすことにある。

④累進 VAT-2025

これは、Kotlikoff et al. (2025)で示された「PVAT+低所得層への資本移転」の組合せであり、PVATは購入時点で個人の所得情報に応じた個人ごとのVAT税率を適用するものである。

それは、POS端末と電子インボイスを使い、購入時に納税者番号を読み取り、その個人がどのPVATの税率区分に属するかを照合して、その場でゼロ税率・軽減税率・標準税率などを適用することを想定している。この実装が困難な時には、デジタル決済・電子インボイス・給付カード・税務データを連携させて、低所得層への即時還付または事後還付を与え、高所得層には標準税率を維持することで、すなわち「一律VAT+所得階層別の個人還付」で、結果として所得階層別のVAT実効税率を作る出すことから始める構想である。

また、低所得層への資本移転とは、低所得層の資産形成や将来的な経済的自立につながる移転を意味している。

5. 飲食料品の非課税化

高市政権下で、給付付き税額控除制度の本格導入までの間、飲食料品の非課税化が検討されている。以下では、この非課税化に伴う税収減を推計したうえで、2025年度「家計調査」家計収支編の第10表(以下、家計調査第10表という。)¹⁾「年間収入五分位階級別1世帯当たり品目別支出金額及び購入頻度」に基づき、軽減税率対象飲食料品の消費支出を算定し、非課税化に代わる「負の人頭税」案を検討する。

①非課税化に伴う税収減

最新の政府公表資料を基に推計すると、次のようになる。

令和8年度予算の国税分消費税収が26兆6,880億円、現行税率は標準10%(国7.8%地方2.2%)、軽減8%(国6.24%地方1.76%)で国:地方の配分比率は78:22であるので、国税分を0.78で割ると日本全体の消費税税収総額は34兆2,154億円(26.688兆円÷0.78)である。

他方、直近予算で「軽減税率8%対象の消費税収総額」を公表していないので、軽減税率制度導入時

の公式説明(参議院:190回国会答弁書第54号、平成28年2月26日)を基礎に推計する。政府は、消費税1%当たりの税収を約2.8兆円、軽減税率(2%分)の導入による減収を1兆円400億円程度としているので、軽減税率1%分の税収は5,200億円程度となり、当時の消費税1%総税収に占める軽減税率比率は約18.57%($5,200 \div 28,000$)である。この比率を令和8年度の消費税1%総税収3.4215兆円に当てはめると、軽減税率1%分は約6,354億円($3.4215 \text{兆円} \times 18.57\%$)であるから、軽減税率8%対象の消費税総額は約5兆834億円と推計できる。したがって、非課税化に伴う税収減は約5兆834億円となる。

②軽減税率対象飲食料品の消費支出

表1の「年間収入五分位階級別1世帯当たりの年間消費支出・食料支出・軽減税率対象飲食品支出と消費税負担」は、家計調査第10表に基づき、作成している。表1において、エンゲル係数と必需エンゲル係数とも低収入階級ほど高い。

軽減税率対象の軽減対象飲食品支出に含まれる消費税額は、支出が消費税込なので、軽減対象飲食品支出 $\times 8/108$ が消費税負担となる。年間収入五分位階級の世帯当たりの軽減対象飲食品消費税負担は、階級1で33,859円、そして高収入階級ほど高くなり、階級5の世帯で70,999円である。しかし、高所得階級ほど平均世帯員数が大きくなるので、各階級の1人当たり軽減対象飲食品消費税負担は、むしろ階級1の27,983円が最も高く、階級4の21,907円が最も低くなっている。

そこで、階級1の1人当たり軽減対象飲食品消費税負担27,983円を実質ゼロにするため、この消費税負担分を、総務省統計局人口推計(2026年3月報)による2026年3月1日現在(概算値)の総人口1億2285万人に負の人頭税として払い戻すと、約3兆4,377億円($=27,983 \text{円} \times 1 \text{億} 2285 \text{万人}$)の金額になる。

参考までに、世帯単位で考えてみる。階級1の世帯当たり軽減対象飲食品消費税負担33,859円を実質ゼロにするため、1世帯当たり33,859円の消費税負担を払い戻すと、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和7年(2025年)1月1日現在の総世帯数が6,128万7,994世帯であるので、約2兆752億円の財源が必要になる。

③負の人頭税の効果

軽減税率対象の飲食料品の非課税化と比べると、「年間収入五分位階級1」の1人当たりの軽減対象飲食品支出額を基礎的飲食品支出額と仮定して、その消費税負担額27,983円を全人口に払い戻す「負の人頭税」案は、1兆6,457億円だけ必要財源が少なく済む。

さらに、標準税率対象の食料支出つまり酒類+外食の支出と消費税負担は、表2に示してある。表3は、非食料支出と消費税負担を示している。表4は、1人当たりの「消費支出」、「軽減税率対象飲食品消費税負担」、「標準税率対象食料支出消費税負担」、「課税非食料支出消費税負担」、「3分類計の消費税負担」を基に、「消費税の平均税率」と「累進VATの平均税率」を算定している。

この表4の「1人当たり累進VAT負担」とは、「3分類計の1人当たり消費税負担」から「負の人頭税」を引いたものである。年間収入五分位階級1の1人当たり軽減税率対象食品消費税負担額27,983円が負の人頭税である。この額の負の人頭税がないときの消費税負担の対消費支出の割合が消費税の平均税率、負の人頭税があるときは累進VATとなるので累進VAT負担の対消費支出の

割合が累進 VAT の平均税率を表している。

負の人頭税がないときの平均税率は 6.99%~7.24%であるのに対し、負の人頭税があるときの平均税率は4.98%~5.48%である。このことは、負の人頭税の効果が事前に期待しているほどの水準ではないことを示唆している。負の人頭税の効果が弱かったのは、(1)表 1 から表 4 に示されているように、年間収入階級の平均世帯員数が高収入階級になるほど多くなること、(2)表3で示唆されるが、非課税非食料支出が高収入階級になるほど多額で、それに係る消費税負担分が、非課税品目のない純粋 VATの税負担よりも低くなることなどの影響がある、と推測できる。

6. おわりに

横山(1994)と加藤・横山(1994)が示した累進 VAT-1994 は、「VAT+負の人頭税(基礎消費額分の VAT 税額のリファンド)」で、「支出税としての累進 VAT」を実現しようとするアイデアであった。カナダの GAT 控除(Goods and Services Tax Credits)は、池上(2011)や森信(2012)で言及されているように、VAT の所得分配を考慮した逆進性(高所得層ほど VAT 負担の対所得比率が低くなるという意味)に対する対応策として理解できる。「支出税としての累進 VAT」は、所得分配を考慮した逆進性の対応からさらに一歩進めて、「VAT+他の租税移転」の組合せによって、個人段階での累進消費税(高消費層ほど消費税負担の対消費支出比率が高くなるという意味)としての支出税として構想されている。

累進 VAT-1994 は、図で示されるように、VAT の標準税率(t)が高いほど、高消費層の平均税率(消費税負担の対消費支出比率)が高くなる。このことは、将来的に消費税増税で税率をアップするときには、基礎消費×消費税率=負の人頭税額を払い戻せるだけの税率アップを考慮することで、累進 VAT の累進度を高められることを含意している。

また、飲食品の非課税化よりも、低収入層もしくは低所得層の軽減税率対象飲食品支出を基礎的消費支出として、その消費税分を払い戻すことが望ましくなる条件を、更に検討することが求められる。さらには、基礎的消費支出に係る消費税分を負の人頭税として払い戻しときに必要となる、個人別の銀行口座の把握やモバイルマネーなどの実装も検討する必要がある。

【参考文献】

池上岳彦(2011)「カナダの個人所得税における還付型税額控除」『立教経済学研究』第 64 巻第 3 号、23-50 頁。

加藤寛・横山彰(1994)『税制と税政:改革かくあるべし』読売新聞社。

森信茂樹(2012)「消費税逆進性対策—なぜ軽減税率ではなく給付付き税額控除か」東京財団サイト (<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=1033> <閲覧 2026/4/9>)。

横山彰(1994)「新しい支出税体系の検討」『租税研究』、第 535 号、4-12 頁、(社)日本租税研究協会。

Andrews, W. D. (1974), "A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax." *Harvard Law Review* 87(6): 1113-1188.

Bradford, D. F. (1986), *Untangling the Income Tax*, Cambridge, Mass: Harvard

University Press.

Bradford, D. F. (1996), *Fundamental Issues in Consumption Taxation*, Washington, DC: AEI Press.

Bradford, D. F. (2004), “The X Tax in the World Economy,” NBER Working Paper No. 10676.

de la Feria, R. and A. Swistak (2024), “Designing a Progressive VAT,” Center for Business Taxation, Working Paper 2024-2, University of Oxford.

Gale, W. (2020), “A Progressive Consumption Tax: Pairing a VAT with a UBI,” Tax Policy Center, Urban Institute & Brookings Institution.

Grinberg, I. (2006), “Implementing a Progressive Consumption Tax: Advantages of Adopting the VAT Credit-Method System,” *National Tax Journal*, 59(4): 929-954.

Hall, R. E., and A. Rabushka (1995), *The Flat Tax (2nd Edition)*, Stanford: Hoover Institution Press.

Kaldor, N. (1955), *An Expenditure Tax*, London: Allen & Unwin. (時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社、1963年)

Kotlikoff, L. J., G. Lagarda and G. Marin (2025), “A Personalized VAT with Capital Transfers: A Reform to Protect Low-income Households in Mexico,” *International Tax and Public Finance*, 32:1573-1633.

Seidman, L.S. (1997), *The USA Tax: A Progressive Consumption Tax*, Cambridge: The MIT Press. (八巻節夫・半谷俊彦・塚本正文訳『累進消費税：活力を生む新税制』文眞堂、2004年)

Weidenbaum, M. L. (1996), “The Nunn-Domenici USA Tax: Analysis and Comparisons,” In *Frontiers of Tax Reform*, edited by Michael J. Boskin, 54-69. Stanford, CA: Hoover Institution Press.

表1. 年間収入五分位階級別1世帯当たりの年間消費支出・食料支出・軽減税率対象飲食品支出と消費税負担

区分	平均世帯員数(人)	消費支出(円)	食料(円)	軽減税率対象 飲食品(円)	エンゲル係数	必需エンゲル係数	世帯当たり軽減税率対象 飲食品消費税負担(円)	1人当たり軽減対象食品 消費税負担(円)
平均	2.15	3,118,554	928,725	712,416	29.8%	22.8%	52,772	24,545
五分位階級1 (~¥2,350,000)	1.21	1,698,479	550,628	457,095	32.4%	26.9%	33,859	27,983
五分位階級2 (¥2,350,000~¥3,650,000)	1.75	2,484,883	796,884	657,576	32.1%	26.5%	48,709	27,834
五分位階級3 (¥3,650,000~¥5,330,000)	2.07	2,945,250	911,320	714,082	30.9%	24.2%	52,895	25,553
五分位階級4 (¥5,330,000~¥7,910,000)	2.62	3,497,392	1,042,079	774,843	29.8%	22.2%	57,396	21,907
五分位階級5 (¥7,910,000~)	3.13	4,966,768	1,342,714	958,488	27.0%	19.3%	70,999	22,683

注: 軽減税率対象飲食品 = 食料 - (酒類 + 外食)、エンゲル係数 = 食料 ÷ 消費支出、必需エンゲル係数 = 軽減税率対象飲食品 ÷ 消費支出

計算式: 世帯当たり消費税負担 = 軽減税率対象飲食品支出 × 8/108。1人当たり消費税負担 = 世帯当たり消費税負担 ÷ 平均世帯員数。

出所: 総務省統計局『家計調査報告(家計収支編)2025年(令和7年)平均結果』第10表「総世帯・年間収入五分位階級別1世帯当たり品目別支出金額及び購入頻度」より作成

表2. 年間収入五分位階級別1世帯当たりの標準税率対象の食料支出と消費税負担

区分	平均世帯員数(人)	食料(円)	軽減対象飲食品(円)	標準税率対象の食料支出(円)	世帯当たり標準税率対象食料支出消費税負担(円)	1人当たり標準税率対象食料支出消費税負担(円)
平均	2.15	928,725	712,416	216,309	19,664	9,146
五分位階級1 (~¥2,350,000)	1.21	550,628	457,095	93,533	8,503	7,027
五分位階級2 (¥2,350,000~¥3,650,000)	1.75	796,884	657,576	139,308	12,664	7,237
五分位階級3 (¥3,650,000~¥5,330,000)	2.07	911,320	714,082	197,238	17,931	8,662
五分位階級4 (¥5,330,000~¥7,910,000)	2.62	1,042,079	774,843	267,236	24,294	9,273
五分位階級5 (¥7,910,000~)	3.13	1,342,714	958,488	384,226	34,930	11,160

注: 標準税率対象の食料支出 = 食料 - 軽減対象飲食品 = 酒類 + 外食の支出

計算式: 世帯当たり消費税負担 = 標準税率対象の食料支出 × 10/110。1人当たり消費税負担 = 世帯当たり消費税負担 ÷ 平均世帯員数。

出所: 表1と同じ

表3. 年間収入五分位階級別1世帯当たりの非食料支出と消費税負担

区分	平均世帯員数(人)	消費支出(円)	食料(円)	非食料支出(円)	課税非食料支出(円)	課税非食料支出消費税負担(円)	1人当たり課税非食料支出消費税負担(円)
平均	2.15	3,118,554	928,725	2,189,829	1,659,046	150,822	70,150
五分位階級1 (~¥2,350,000)	1.21	1,698,479	550,628	1,147,851	840,003	76,364	63,111
五分位階級2 (¥2,350,000~¥3,650,000)	1.75	2,484,883	796,884	1,687,999	1,268,045	115,277	65,873
五分位階級3 (¥3,650,000~¥5,330,000)	2.07	2,945,250	911,320	2,033,930	1,533,851	139,441	67,363
五分位階級4 (¥5,330,000~¥7,910,000)	2.62	3,497,392	1,042,079	2,455,313	1,862,667	169,333	64,631
五分位階級5 (¥7,910,000~)	3.13	4,966,768	1,342,714	3,624,054	2,791,248	253,750	81,070

注: 非食料支出=消費支出-食料、課税非食料支出は非食料支出項目を課税品目と非課税品目に区分できるものを集計し、混在し区分できない品目の支出については課税品目支出と非課税品目支出の比率で案分して課税非食料支出を推計した。

計算式: 世帯当たり消費税負担=標準税率対象の食料支出×10/110。1人当たり消費税負担=世帯当たり消費税負担÷平均世帯員数。

出所: 表1と同じ

表4. 年間収入五分位階級別1人当たり累進VAT負担と平均税率

区分	平均世帯員数 (人)	消費支出(円)	1人当たり消費支 出(円)	1人当たり軽減対象飲食 品 消費税負担(円)	1人当たり標準税 率対象食料支出 消費税負担(円)	1人当たり課税非 食料支出 消費税負担(円)	3分類計の1人当 たり 消費税負担合計 額(円)	負の人頭税 (円)	1人当たり累進 VAT負担(円)	消費税の 平均税率	累進VATの 平均税率
平均	2.15	3,118,554	1,450,490	24,545	9,146	70,150	103,841	27,983	75,858	7.16%	5.23%
五分位階級1 (~¥2,350,000)	1.21	1,698,479	1,403,702	27,983	7,027	63,111	98,121	27,983	70,138	6.99%	4.98%
五分位階級2 (¥2,350,000~¥3,650,000)	1.75	2,484,883	1,419,933	27,834	7,237	65,873	100,944	27,983	72,961	7.11%	5.14%
五分位階級3 (¥3,650,000~¥5,330,000)	2.07	2,945,250	1,422,826	25,553	8,662	67,363	101,578	27,983	73,595	7.14%	5.17%
五分位階級4 (¥5,330,000~¥7,910,000)	2.62	3,497,392	1,334,882	21,907	9,273	64,631	95,811	27,983	67,828	7.18%	5.08%
五分位階級5 (¥7,910,000~)	3.13	4,966,768	1,586,827	22,683	11,160	81,070	114,913	27,983	86,930	7.24%	5.48%

注1:「3分類計の1人当たり消費税負担合計額」は、軽減対象飲食品・標準税率対象食料支出・課税非食料支出に係る各1人当たり消費税負担の合計。

注2:1人当たり累進VAT負担=3分類計の1人当たり消費税負担合計額-負の人頭税

注3:「消費税の平均税率」=3分類計の1人当たり消費税負担合計額÷1人当たり消費支出。「累進VATの平均税率」=1人当たり累進VAT負担÷1人当たり消費支出。

出所:表1と同じ